

# 自治体勤務弁護士との座談会

講演日:2017年2月3日(金)

## ■パネリスト

柳井 幸 (62期)  
●Sachi Yanai  
当会会員、国分寺市任期付公務員

齋藤 亜紗美 (65期)  
●Asami Saito  
当会会員、国分寺市任期付公務員

辻 崇成 (61期)  
●Takanari Tsuji  
東京弁護士会会員、板橋区任期付公務員

## ■コーディネーター

高 将太郎 (67期)  
●Shohtaroh Koh  
当会会員、当会弁護士業務センター 囑託

## ■セミナー

南部 恵一 (56期)  
●Keiichi Nambu  
当会会員、元東京都労働委員会事務局任期付公務員、  
当会弁護士業務センター 委員

岩元 昭博 (60期)  
●Akihiro Iwamoto  
当会会員、元東京都任期付公務員、当会弁護士業務センター 委員

毎年恒例の弁護士業務センター主催の自治体勤務弁護士との座談会が、今年2月に開催されました。今回、任期付公務員として勤務されている3名の先生にお越しいただきました。国分寺市は弁護士を2名採用されており、板橋区は東京23区初となる任期付公務員の採用実績となりますので、その点も含め、自治体任期付公務員の業務内容、やりがい、待遇等を伺っています。

なお、今年度は本座談会に先立ち、『地方自治体における労働問題』についてのセミナーも開催され、地方自治体における臨時・非常勤職員の労働問題、地方公務員の懲戒処分に関する近時の裁判例についてご紹介いただき、大変好評でした。セミナーの内容につきましては、二弁の会員サービスサイトに掲載していますので、そちらをご覧ください。

## 1 自己紹介

**高** 本座談会を通じて、今後自治体任期付公務員として勤務されることを考えていらっしゃる弁護士の先生方に対して、有意義なお話ができるように伺っていきたく思います。先生方、よろしく願いいたします。

**柳井** 国分寺市の政策部政策法務担当課長を務めております、柳井と申します。修習期は62期で、国分寺市には任期5年に入って、今、3年目の終わりを迎えるところです。今日はよろしく願いいたします。

**齋藤** 国分寺市政策部政策法務課政策法務担当係長の弁護士の齋藤亜紗美と申します。修習期は65期です。私は去年の4月から国分寺

市に入職しまして、3年の任期となっています。よろしくお願いたします。

**辻** 弁護士の辻でございます。私は修習期61期でございまして、まず初めに都内の企業法務系の事務所に入り、約3年半勤務いたしました。その後、いったん内閣府の方に出向し、そちらの官民競争入札等監理委員会事務局というところで参事官補佐をしておりました。そこで2年間勤務した後に、元の事務所に戻り、2年間また弁護士として勤務いたしました。

その後、去年の4月から、今の板橋区役所総務部副参事という役職で、立場上だいたい課長級のクラスなのですけれども、区役所内部の法務全般を見ているところでございます。本日はよろしくお願いたします。

## 2 任期付公務員になった動機

**高** それでは、具体的な自治体での業務内容のお話に入る前に、先生方がなぜ任期付公務員になられたかというきっかけや動機をお聞かせください。

**柳井** 都内の一般民事の事務所に所属していました。登録5年目で、所属している事務所での仕事に特に不満があったわけではなかったのですが、周りでも独立したり、特に女性の同期で多いなと思ったのがインハウスになる弁護士も増えてきていて、自分として将来的にどういうふうにキャリアを積んでいくのがいいのだろうと考えたときに、自治体内弁護士というものがあるということを知りました。

そこで、将来的に自分ができる仕事の幅が広がるであろうし、組織の中で経験を積むというのは絶対いいと思い、応募しました。

**齋藤** 私は仕事をする上で事務所の顧問先の法務部の方たちと一緒にやりとりをするということが多かったのですけれども、組織の中での意思決定について、私自身新卒で社会人経験のないままそのまま司法試験に受かって弁護士となったので、あまりそういう組織

の中での意思決定が分からないというところで結構ジレンマを抱えている部分がありました。そういうところを学びたいなと思って、3年3か月事務所に勤務していたのですが、もともと大学院で行政法の勉強をしていて、行政事件にも興味があったこともあり、それで何らかの形で組織の中で働いてみたいというのもあったので、国分寺市で任期付公務員を募集しているという話を聞き、応募してみようと思って決めた次第です。

**辻** 私は、いったん内閣府で参事官補佐として勤務していたのですけれども、当時は公金債権回収に関する環境整備とか、窓口業務の民間委託とか自治体に関係する仕事を国の方から見ていまして、あちこちの自治体にお話を伺いに行ったり、部署自体にも何人か自治体からの出向者がいらっしゃって、外から見るだけではなくて自治体の中に入ってみたいという野望を心に秘めてずっと生活しておりました。その事務局を辞めた後、たまたま板橋区役所が23区で初めて任期付公務員を募集するというお話を伺いまして、板橋区役所で働かせていただいているところでございます。

## 3 自治体での業務内容

**高** 具体的な業務の内容についてお伺いしていきたいと思います。今、先生方がどういった業務を行っているのかお話ししていただけたらなと思っております。

**柳井** 担当業務ということで言いますと、政策部という、市役所の中で中枢的なことを担う部の中の法務関係を扱う政策法務課というのがあります。

今、齋藤さんの方は政策法務課の課員という形なのですが、私は政策法務課という課からは独立をして、部の中の担当課長という形で、プロパーの政策法務課の課長とは別に単独で法務に関することを扱う担当課長という地位にあります。

具体的に主な仕事というと、庁内での各課か

らの法律相談ですね。これがだいたい5割ぐら  
いはいくと思います。市役所は基礎自治体で  
すので、本当に日々の人々の暮らしにダイレ  
クトにかかわる様々な問題が起きます。市民  
の方と市役所の間での紛争予防や対応、市役  
所と民間業者との間の契約の内容についてチ  
ェックをしたりと、この点に関してはいわゆ  
る法律相談的なものということでイメージし  
ていただくと近いのかなと思います。

ほかには、行政不服審査関連ですね。不服  
審査の制度は法改正が最近ありまして、制度  
がだいぶ大きく変わりました。市の行政処分  
に対して不服申し立てが出たときに、今まで  
は処分をした行政がその裁決とか決定を書く  
ということで、当然のように処分と同じよう  
な判断がもう1回されるじゃないかというこ  
とがありましたが、現在は独立した中立的な立  
場で判断をできる人間が組織の中にいるよう  
な形での設計になっていて、それは審理員と  
いうものですが、今、庁内で持っている不服  
審査の事件について私が審理員をやっている  
ものがあります。

それから、市が当事者となっている訴訟や  
調停において、市の指定代理人として期日に  
参加したり、書面を提出しているものもあり  
ます。

あとは庁内の諸々の仕事ですね。庁内のい  
ろいろな検討委員会等で、法務の視点が欲し  
いということで委員として入っているものが  
あります。例えば、庁内でハラスメントを受  
けたと訴えた職員がいた場合に、それを庁内  
でどういうふう処理していくのかというこ  
とを検討する委員会の委員等をやっております。

**齋藤** 私の方は係長という職で、政策法務  
課内の課員です。基本的にはほかの政策法務  
課内の課員と一緒に業務を行います。柳井課  
長が行っておらず、私が行っている業務は、  
例規審査です。自身で担当課と条例案や規則  
案を作ったり、ほかの課内の職員が作ったも  
のについてある程度のチェックを行います。  
その後、条例等審査委員会という部長クラス  
が委員を務めている委員会にそれを回す仕事

をしています。

また、基本的には法務相談がメインです。  
私の方は行政不服審査に関しては審理員を務  
めてはしません。その代わりに、処分庁側の  
フォローを行っています。

**辻** 訴訟に関しましては、23区には特人  
厚（とくじんこう）（特別区人事・厚生事務組  
合）という一部事務組合の組織がございまし  
て、メインの訴訟の運用はそちらにお願いし  
ていますが、私自身も指定代理人として起案  
に参加したり、法廷に入って尋問もしたり、  
代理人として訴訟追行をしております。

訴訟につきましては、政治的な問題も発生  
するところがございますので、庁内の意思統  
一というか調整がかなり大変な仕事ござい  
ます。おそらく企業法務系の仕事をなさって  
いる先生方も、ああ、あんな感じかとイメ  
ージが思い浮かぶとは思うのですが、ト  
ップの層と、中間管理職の層との間の意思の  
疎通がたいへん大切でございます。そのあた  
りは事前にたくさん資料を作って根回しして  
いって、何とかうまく庁内の意思を調整する  
という仕事が法廷でやる仕事と同じぐらいか、  
もしくはそれ以上に大事だったりいたします。

そのほかに行政不服審査でございませうけ  
れども、審理員は別の先生、非常勤の弁護士の  
先生にお願いして裁判官役をやっていたい  
まして、私は完全に役所側の代理人とし  
て弁明書を作ったりしております。

また、法律相談に関しましては、各所管課  
からありとあらゆる雑多なお話を伺っており  
ます。

それから、議会、委員会などに出席して  
おります。そこでは、各所管課がお悩みにな  
っている案件に関して相談に乗って、議会答  
弁の内容を一緒に考えたりという仕事もして  
おります。

また、条例案の作成の支援もしております。  
もちろんこれは法的立場からのコメントも申  
し上げますし、あとは法的側面から離れた、  
これは法律的にはオーケーかもしれないけど、  
そもそも合理性がないのじゃないですかとか  
そういうコメントも差し上げたりしていると



ころでございます。

それから、うちの自治体でも条例審と呼ばれる、おそらく正式名称は条例審査会とかいうものだと思うのですが、それは区長、副区長ら特別職のお2人と、あと総務部長と総務課長と私、それから政策経営部長と政策企画課長と財政課長の役人6人の会があるのですが、その会の委員として出席して、全条例に関して区長と一緒に内容を検討させていただいております。

あとは、職員向けの研修を何度かさせていただいております。特に最近では知的財産関連の内容等をできるだけ分かりやすく皆さんにご説明しております。

ほかには対外的な契約書のチェックも行います。特に行政が絡む契約書は何億円、何十億円とすごく額が大きいものが結構あったりします。

**柳井** あと、特筆すべきものというところと広聴担当、要するに市民の皆様からのクレーム、お礼のお言葉、政策提言等、そういうものを広く受け付ける部署があるのですが、その中で特に市長に対して送られてくるお手紙全件に目を通して、回答方針を担当部署とともに検討するという仕事をしております。

例えば事実関係について何か争いになっているようなことなのか、それとも単に職員の態度が悪かったということで謝罪をするべき話なのかとか、回答は誰から出すのかとか、対応のレベルや内容について一通り目を通します。実際に回答文を作ってくるのは担当課なのですが、それに対して私の方でかなりコメントを入れて内容を変えてもらうというようなことも場合によってはしております。

## 4 業務の拡大

**高** 最初、どういった仕事を任せられ、どのように仕事の幅が広がっていったのか、その業務の拡大の仕方をお聞きいたします。

**辻** 始めに、とりあえずこの辺の仕事を

お願いしたいと思うのですが、現状でかかっている訴訟に関連する資料で、書面の期限とかを教えてください、まずは書面の起案を特厚と一緒にやってもらいたいという形で、訴訟から入っていきましました。

さらに今思い出すと、たぶん一番初めの法律相談は、空き家の除却をしたいのだけどどうしたらいいのですかという相談で、しかもそれが確か相続放棄されていて、相続人が誰もいないのですが、これはもうやりようがないですかねという相談だった記憶があります。

そのあたりから始まって、所管課とそれに関して企画を進めていって、一緒にホワイトボードを使いながらいろいろ議論をして、さらに訴訟絡みに関して所管課と集まって議論をして対案を考えてということ初めはやっていました。

そのうちに私とそういう打合せをした方々がお仲間とお話をしたのだと思います。何とか課から紹介されましてみたいな感じで何本か電話が来るようになり、そこからワットお客さんが増えたようなイメージですね。

ですので、初めはおそらく皆さんも行政に入った場合にはたぶん弁護士だから訴訟だろうという感じで話が始まって、そこから意外といろいろインプットすればアウトプットをもらえるのだなと思っていただいて、それでいろいろな相談が来るという感じで、雪だるま式に広がっていくイメージですかね。

**齋藤** 私は2人体制で、最初に柳井課長が入っていたので、基本的に当然法律に関係しそういうことであれば相談に来るみたいな体制はでき上がっていて、普通に業務は常にある感じでした。

あと、私たち弁護士が2人入ることで求められていたところとして、全庁職員の法務能力の全体的な向上という点もあったので、研修を新入職員全員と、あとは別で希望者向けの研修をやっていたのですが、法務能力が十分でない方に対しての研修ができていませんでした。そこで、つい最近、政策法務の

ニュースレターという形で、庁内の掲示板に隔週で、例えば法律による行政の簡単な説明であったり、行政手続に関する説明であったり、といった書面を発行しました。全体職員の法務能力の向上という点では仕事を増やしたかなと思っています。

**柳井** 私が採用されるまではそういうポジションの人間がいなかったわけなので、市役所の中でも、急にぼんと入ってきたこの弁護士をどう使えばいいんだろうと、海の物とも山の物ともつかぬみたいところがあって、最初は、今、齋藤さんがいるポジションがまさにそうなのですが、ほかの法務課の担当職員と同じで、まず例規審査をする、例規審査プラスほかのところで相談に乗るというような体制でした。

ただ、例規審査はもともと弁護士だからといってほかの法務のベテランの職員さんと同じようには決してできない。そこはもちろん勉強をするのですけれども、そこに多大な時間をかけるよりは、自分で言うのも何ですけど、私にしかできない仕事を振ってもらった方がコスパがいいだろうという考えはありましたので、庁内相談をとにかくどんどんやりますということ。年も若くはないですけどそんなに知っているわけでもないですし、気軽に来てくださいと。とにかく親しみを持ってもらって、こんなことを聞きに行ったら怒られるのじゃないとかそんなことは全然ないですよということをアピールして、来てもらうようにして。

逆にこちらも市役所内のこと、市役所内の組織のことも分からないことがたくさんありますし、個別の担当課でやっている業務のことについては担当の職員さんの方がずっと詳しいわけなので、そこは分からないのだけでも教えてもらっていいですかというふうに聞いて、教えてもらって、関係を作っていくうちにだんだん距離が縮まって気楽に相談に来てくれるようになりました。

## 5 弁護士2名体制

**高** 柳井先生と齋藤先生が同じ国分寺市で2名体制でやられているということですが、2名体制になられたきっかけとございますか、どういった経緯で弁護士の先生が2名ということになったのでしょうか。

**柳井** 1人入れてみて、2年やらせてみてよかったかなという感触を持ってもらったのだと思うのですよね。

私としても中で1人でやっていると、やっぱり悩むなというところが結構ありました。私1人では判断がつかなくて顧問の先生のところに相談に行ったりする案件もあるのですが、やっぱり中に弁護士が2人いると多面的な検討ができて、庁内での法律相談の量もこなせますし、深みも出るかなというふうに思ったところがあります。

2人いてポジションが違うことによってちょっと違う取り組み方ができる部分もありますし、あとはそれこそ審査請求に対する対応という意味で言えば、2人いることはとてもいいのかなと思うことがあります。審理員の立場と処分庁のサポートという違う立場で役割分担ができますので。

## 6 待遇面

**高** 今後任期付公務員を目指される若手の先生方に向けて、いろいろ待遇面のお話をお伺いしていきたいなと思っております。

**柳井** 当市の場合、給与の特例に関する条例は置いてはいなくて、既存の職員さんと同じ水準での給与ということになりますが、ただ、役職の面で言えば、普通に大学を卒業して入庁されたほかの職員さんよりはずっと低い年齢で高い役職に就いていますし、またその市役所に入る前の経験というところも最大限評価していただいている位置付けになっているかなというふうに思います。具体的なというのはちょっと難しいのですが、市役所の課

長職の給与ということになります。

**高** 任期付公務員で入られた場合、勤務時間や休暇はどうなのでしょう。

**柳井** 公務員ということで定時がありますので、午前8時半から午後5時15分なのですが、管理職になるといわゆる超勤手当というものは付かなくなりますけれども、その後の夜の時間まで残らないとできない仕事というものも正直言うとあります。定時だけでは必ずしも終わらないけれども、ただ、トータルの労働時間という面で見れば、弁護士時代よりはかなり少なくなったかなと思います。

市役所ですので市のイベントがあったり、選挙があったりすると、土曜とか日曜に出てくるということはあるのですが、基本的には土日は休みます。あとは定時が決まっている仕事ですので、自分の都合で休んだり時間を調整したりという自由は弁護士と違って効かないですけれども、逆に私としては規則正しい生活を送れるようになって、健康上よかったかなと思います。

**齋藤** もともとの事務所でもボスに倣って午後6時ぐらいには帰っていたので、勤務時間という点ではそこまで変わらないかなというふうには思います。土日はもちろん休めていますし、一応係長職なので超勤手当は出のですが、タイムマネジメントをしっかりとっておけば、今のところ残業しなければならないような状況はあまり発生していません。

また、有休がありますので、自分の都合で休まなくてはいけない場合には有給休暇を取ったり、あとは普通の職員と同じ勤務規定が適用されますので、有給以外にも病気休暇であったり、普通の弁護士だとそのところは無給ですけれども、そこがサポートされているというところは弁護士と違っていいのかなと思います。

**辻** 給与に関しましては、条例に決められた額が支払われているという感じです。では、俸給表のどれに当たるかということに関しましては、非常にご配慮いただいております。深く感謝している状況でございます。

それから、土日はできるだけ休んでいます。

私は子どもが小さく、土日だけは私が子どもの面倒を見ないと嫁との関係が悪くなってしまいますので、土日は休ませていただいております。その代わりに、土日に仕事ができない状況ですので、平日で全部一応終わらせなきゃいけないという形になっていまして、しかも結構お客さんとの打合せで昼間を使っちゃって、起案は夜とかいうよくない状況になっています。ですから、帰宅は結構終電が多かったり、早くても午後10時とか、そういう感じですよ。

## 7 職員との交流

**高** 先生方は、職員の方とはどのような交流をされていますか。

**齋藤** 課内であれば、2～3か月に1回、条例の議案を発送するのが定例会ごとにあり、その議案発送というのが政策法務課の中では結構大きな行事なので、それが終わったら打ち上げという形で定期的に飲み会があるので、そちらに参加させていただいています。あとは結構皆さん土日とかでいろいろなところに遊びに行くという交流が活発ですね。私も4月に新入職員と一緒に研修も受けたりしていて、今は同期が30人近くいるのですね。みんなで飲みに行ったり、スキー、バーベキュー等いろいろ交流させていただいています。

**柳井** 職員の方と飲みに行くということはわりとあります。同じ課内で突発的に行くというのもあれば、ほかの課と仕事で一緒に何かやって、一段落ついた時に、じゃあ打ち上げで行きましょうというのもあります。わりと若手の職員さんから上の方の定年を迎えられるような方とか、いわゆる幹部職員の方まで、本当に気さくに声をかけてくださるので、そういうところで仕事の話そのものではないですけれども、仕事につながってくるようないろいろな情報交換とか関係づくりというのできるのかなと思っています。

**辻** 結構遅くまでやっていらっしゃる猛烈社員がいて、彼らが疲れていそうであれば、



適宜焼き肉にお誘いしたり。ただ、今の給料ですと、「牛角」か「牛繁」あたりが限界なのですけれども、何とか士気を維持して、部下にヨイショして、一生懸命働いてねということをお願いしています。

あとそれから、結構これも大事なのですが、公務員は特に自治体ですと、昇進試験があります。彼らからすると人生がかかっていますごく大変なのです。そのときに、昇進試験の前なのにどかっと仕事を出したりそんなデリカシーがないことをやったら、絶対陰口を言われます。それで、たぶん言うことを聞いてくれなくなります。だから、そういう、誰が今昇進試験を受けるのかという情報を、焼き肉を食べながら教えてもらったりして、その上でさりげなく、今日はもういいよ、後は引き継ぐからと言って帰っていただくなどの配慮をしています。

### 8 メッセージ

**高** 最後に、任期付公務員に興味がある方や、検討されている方に向けて一言メッセージをいただけたらと思います。

**柳井** 1人目で入るときには、周りとの一定の協調性と、自分のためにも、採用してくれた自治体のためにもどういうことが一番能力を発揮できるのかな、コスパがいいのかなというサービス精神があるといいのかなと思います。最初に提示された仕事の内容だけじゃなくて、こんなこともやれそうだな、あんなこともやれそうだなということは弁護士の側でどんどん発信して使って使い倒してもらおう努力をするべきだし、その点についてはうまく自治体側と弁護士側がコミュニケーションを取って進めていければいいのだらうと思います。

とにかくあまり臆せず飛び込んでみて大丈夫だよと、任期付公務員を検討されている方には言いたいですし、自治体側の方には決して弁護士を採って損はないと思いますよと言いたいです。

**齋藤** 一点、言えることがあるとしたら、

自治体が何を求めているのか、そういう求めに対してどういう能力を身に付ければそれに応じていくことができるのかというのを常に模索して、自分を高められるような人であれば誰でも入れると思いますので、ぜひ自治体に入って、私たちと交流をして、いろいろと一緒に勉強していけたらと思います。

**辻** 自治体は本当に仕事の幅が広いです。自分1人で勉強することはたぶん不可能なので、なるだけ所管課の課長さん、係長さんと仲よくして、親身になってお話を聞いて、問題点を共有するという作業をしない限りは絶対に仕事が先に進みません。

ですから、まずは所管課の課長、係長、担当者と仲よくする能力、仲よくしようという姿勢が絶対に必要です。できるだけ周りとうまく調整する、擦り合わせる、根回しもするというのがまず第一次的に必要で、あとは当然能力は絶対あると思いますから、その能力を全て活用していただければと思います。 